

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成30年 1月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成30年 1月11日
3. 開会の日 平成30年 1月19日
4. 開会の場所 宇多津町役場 西館 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
稲田 直樹 委員・宮本 政文 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 2名 谷川 英昭 委員・石川 浩 委員
9. 通知した会議の目的たる事項
 - 議案第1号 農地改良に係る届出書(町農業委員会分) 1件
申請人 福本 卓司
 - 議案第2号 非農地証明願(町農業委員会) 1件
申請人 藍川 圭子
 - 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知(町農業委員会許可分) 1件
申請人 ~~譲渡人~~(貸人) ~~譲受人~~(借人)
黒井 肇 池田 忍
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書(香川県知事許可分) 2件
申請人 ~~譲渡人~~(~~貸人~~) ~~譲受人~~(~~借人~~)
藍川 圭子 宗教法人 郷照寺
宮本 政文 (代) 佐藤 恒憲
(株) イーグル
(代) 笹部 隆三
 - 議案第5号 その他
10. 開 会 午前 9時30分
11. 閉 会 午前 9時55分

午前9時30分 開会

○蛭子会長 おはようございます。

年も新たに変わりました、2018年度最初の農業委員会ということで、ことしにつきましても農家、農業の発展のため頑張っていきたいと思えます。ひとつ皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、ああ欠席届が出てますね。谷川さんと石川さん2名から欠席届が出ております。それから、会に先立ちまして、書記、吉井さんと池田さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、事務局のほうから御説明いたします。

○事務局 済いません、それでは第1号議案ですけども、農地改良に係る届出書ということで、受付日が平成29年12月21日、場所が字・・・、番地が●●●●番地、地目、台帳上、田、現況、畑、面積が280平米、それから届出人のほうで宇多津町●●●●番地●●●●様でございます。内容としましては、現況的に田んぼというか、もう水の引き入れができないので、現況は畑になっておるんで、地目は畑に変更したいということでの届け出になっております。

以上でございます。

○蛭子会長 それでは、こちらのほうから、まず。

田から畑に変わったという、税制上は別に。

○事務局 支障はないです。ただ、この後に案件で出てくるんですけども、●●さんのところに非農地証明が出てくるんですけど、その間に池が3つほどあるんですけども、その池の部分の水もたまってないと、今後廃止にしたいと。下に田があると廃止にできないという土地改良法に基づく部分がございますので、今回そういう意向もあって、●●さんと●●さんでお話をされて畑にすると。畑にすることによって、畑というのは水が要らないということになるんで池の廃止もできるという案件でございますので、税制上は一切影響ありません。

○蛭子会長 それでは何件か伺いますけども、この場所につきましては、私と吉井さんと、要するに会長、副会長と、それから部落口というか同じ地域内、●●地域の池田委員、3名と金井さん、事務局と一緒に現地を確認に行きました。そのあたりも先に報告いたします。

それでは、吉井さんのほうから何か御意見。

○事務局 これでもいいです。

○蛭子会長 もうそれで。池田さんのほう、いいですか。

○池田委員 はい。

○蛭子会長 ということで、現地確認に行ったんでは、もう本当に田というよりも、今事務局のほうから言われましたとおり畑になつとると。

○事務局 一応、そこにはブドウ、もう何年か前からブドウを植えておって、畑の状態とか田んぼの状態ではない。完全な畑の状態であるということをつけ加えさせていただきます。これはこのままでよろしいですか。

○蛭子会長 ほんだら、議案どおりで処理するというのでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号、引き続きお願いします。

○事務局 議案第2号でございますけども、非農地証明願ということで、受付は平成29年12月28日、場所が字・・・で●●●●番地●、●●●●番地●、●●●●番、それから●●●●番、それから●●●●番地甲、上からいきますと台帳上が田、田、畑、田内山林ということになっております。それから田と。それから、現況上も同等でございます。それと、面積のほう为上から88、2.06、畑が82、それから872、うち300が山林、413ということになります。申請人のほうが東京都・・・・・・、●●●●様でございます。これも地目変更という形になります。内容としては、本人様が東京でおられるんで、これも先ほど会長が言われたように、現地のほう吉井委員さん、それから池田委員さん、それから会長に現地のほうも同時に、先ほどの●●さんと同様に現地を確認いただいて、現況雑種地ということになっておりますのでもう草ぼうぼうで、本人さんが東京なので手入れも一切してないということ、これは場所に関してはもともとは●●●●の社長である●●さんの自宅の横から後ろにかけてになります。図面のほうが5枚目ですね。大まかな地図がございまして、その後ろに詳細な地図をつけさせていただいております、こちらの場所に。前面が県道・・・・・・線の道路から入っていくような形、白地に抜けてるのが、先ほど済んません、地図を言うのを忘れたんですけども、抜けてところが●●さんの土地になります。

以上でございます。

○事務局 はい。

済いません、これも地目変更と申し上げましたけども、一応最終的には雑種地になりますんで、よろしく願いいたします。

○蛭子会長 それでは、御意見からいきたいと思いますけども。

ほな、池田さんのほうから何か。

○池田委員 もうそれで結構です。

○蛭子会長 これは聞くとおころによりますと、所有権の移転ですから●●●、●●●さんというのはいこれ●●●です。

○吉井委員 今は違うん。今はこっちの。

○蛭子会長 ああ、次な。東京の●●●さんね。地目変更を先。

ほんだら、今池田さんのほうから地元の委員さんのほうからそういう意見がございましたんで、ほかに意見ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ、議案書どおりということでもよろしく願いします。

○事務局 続きまして、第3号議案でございますけれども、農地法第18条第6項の規定による通知でございます。これに関しましては、受付が平成29年12月25日、場所が字・・・、番地が●●●番●、地目、台帳、現況ともに田、面積が1,391平米、貸し人のほうが宇多津町●●●●番地、●●●様、借り人のほうが宇多津町●●●●番地●、●●●様、合意解約による通知でございます。内容としましては、借りるほうがお年を召しております、もう田んぼができないということでお返しになるということらしいので、一応引き渡しは平成29年12月25日になっております。

以上でございます。

○蛭子会長 この件に関しましては、●●●様の小作ですね、昔の小作権のある農地なんです。小作権の解消ということでございます。地主の●●●さんに返すということでございます。

●●●さんの田んぼも私がちょっと耕作しとったんですけれども、もう小作料だけ払わないかん、もう自分でよう田んぼをつくらんで、小作料だけは払わないかんので、年も寄ったし田んぼもできんのもう返すという、そんな感じですね。でも、話はもう既についとるということで、あとこの書類上、きょうの農業委員会で通れば正式に解約できるというようなことです。

○事務局 あくまでこれは通知なので、農業委員会に通る通らないということはない

んです。

○蛭子会長 ああ、小作やきんの。

そういうことですので、御意見ございませんか。

最近、こんな言われとんです。

○事務局 濟いません、場所のほうが先ほどの5枚目以降で、宇多津町の県道・・・・・・線沿いの小学校の通学路になっております遊歩道があるすぐ1枚入ったところになります。

○事務局 歩道橋か。歩道橋があるところの1枚入ったところになります。

○池田委員 ほな、ここはもう耕作はせんようになるんです。

○事務局 いや、またそこら辺は●●さんの考え方だと思うんで、多分本人さんも102歳になるので、これも動かれているのはお孫さんとかそういう方が動かれておるようなので、また新たな田んぼとしてはしたいと。ただ、そういう道具はないのでどこかにお貸しするようなお話は私のほうは聞いております。まだはっきりこの人をお願いしようかという部分はちょっと聞いておりませんが、そういう形で田んぼは維持したいということでお伺いしております。

○蛭子会長 余談になるけどの、あそこのところは道が広がるんか。

○事務局 県道な。県道は今のところは未確定だと思いますけど、前に説明があった、課長、あれどこまでですかね。県道の広がるところ。

○蛭子会長 違う違う。長縄手でなしにあの斜めの筋はもう説明会があって広がるんはわかっとんやけど、そこの今の●●さんのところの田んぼの細い。

○事務局 これ。これは予定はない。

○蛭子会長 よそは行っていくとこ。入り口のところだけ何か見にくいきんというような話。

○事務局 いや、それは私。

○蛭子会長 車が危ないきん、そこの話をちょっと聞いたんやけど。

○事務局 そこら辺は聞いてはないですね。県道へ出るところ。

○事務局 あれかな。横断歩道。これ、県のほうで少し交差点部分のところを拡幅する動きがあるようで、その方向にはなっているという話。

○蛭子会長 やっぱあるんやね。

○事務局 それをちょっと検証してる。何かそういう話があるようです。どうも現実化し

そうなのということです。

○蛭子会長 そやけん、池田委員さんところの田んぼのあそここのところの横断歩道は、広げな危ない。過去、事故も何回も起きとるし、そんな話をちょっと聞いてきたんや。

○池田委員 あそこはほんまに出にくいから。

○蛭子会長 うん、出にくい。ほんで、フェンスを張っとるけど、あのフェンスのほうも何ぼかはかかっていると。横断歩道のはちょっとのけたり何やらはできるけども。

○池田委員 小学生は、原則として上へ上がって渡らないかんこと。

○蛭子会長 やっぱり、課長も聞いてった、私のほうもちょっと聞いたきん。それは今正式な話ではないんで。うわさの話ですから。

○事務局 そういう動きを今されよるようす。多分できるんでないかなというふうには、人のところは、自分のところは直接知るわけじゃないんで。そういうことの中には。

○蛭子会長 余談ですけど、そういうことで。

そしたら、これもよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 そしたら次、議案第4号のほうお願いします。

○事務局 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、香川県知事許可分になります。

農業委員会受付、1が平成29年12月28日、字山下1479番5、地目が田、現況も田ということで、面積が550平米、譲り渡し人のほうが東京都・・・・・・号、●●●●様、譲り受け人のほうが宇多津町●●●●番地、・・・・●●●●、代表が●●●●さん、所有権の移転ということになっております。最後から3枚目が大まかなところで、先ほど言われた非農地証明の部分と重なる部分の手前の部分になります。今は芝生で、桜を植えてる部分を露天駐車場として使いたいということで申請が来ております。それから、あわせての利用がその上の土地関係ですね。住宅部分、これももうあわせて利用することになっております。内容としては、●●へ信者の方が来たときの宿泊施設として利用をしたいということで出ております。ほんで、下を駐車場にしたら十数台はとめられると。上も多少改築するのかどうかというのはちょっと私のほうはわかりません。家自体も御承知のとおり●●●●の元社長の御自宅でございますんで、まあまあ広い面積を有しておるといふ部分で、そこで寝泊まりを信者さんにしてもらいたいということらしいです。

以上でございます。

○蛭子会長 それでは、地元の池田さんのほうから。

○池田委員 ●●●さんの売りに出るとるように聞いてあったんで、売れんのと違うんでみんなで言いよった。またそのまま使われるようになってよかったなと思うんです。

○蛭子会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ、この件につきましても議案どおりでいきたいと思いますが、よろしうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、第4号議案のその2に入るわけですけれども。

宮本さん、済んません。

○事務局 ちょっと退席のほう。

○宮本委員 ああ、そういうこと。わかりました。

○吉井委員 ページ数を。

○事務局 ああ、わかりました。はい、わかりました。それをするようにします。

○吉井委員 お願いします。

○事務局 はい。

それじゃあ済いませぬ、第4号の2ということで、事前にお話をさせていただきます。今、宮本政文委員さんに御退席を願ったのは、今回の案件、本人がかかわっておりますので、ちょっと退席をお願いしたことを御了承ください。

それでは、農業委員会受付、平成30年1月5日、所在地、・・・の・・・、番地が●●●番地●、地目が田、現況も田ということで、面積が740平米。済いませぬ、これ譲り渡し人でなくて貸し人のほう、これが賃借設定でございますんで、ちょっと私が間違いまして、上だけ消しとるんで申しわけございません。貸し人のほうが宇多津町・・・●●●●番、宮本政文様、借り受け人のほうが兵庫県・・・●●●番地●、・・・●●●●、代表が●●●●様、所有権の種類につきましては、賃貸権設定ということになります。場所ですけれども、一番最後のところ、お宝市番館のところで1枚だけ駐車場のちょうど真ん中ぐらいで田んぼが1枚だけ残っておったんですけれども、周りの田んぼがないということで、ほいでこのイーグルというのが今お宝市番館を運営している会社でございまして、そこで農機具の露天販売という形でこの土地を借りて営業したいと

いうことでございます。

○事務局 この周りも駐車場ですね。

○事務局 お宝市番館。高低差がちょっとあるんですけども。

○蛭子会長 それでは。

○吉井委員 鍋谷水利組合は了解しとんですか。

○蛭子会長 はい。了解しております。

地元は了解しておるといことで、ほかに御意見ございませんか。

○事務局 そこも、今駐車場。

○蛭子会長 それでは、議案どおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 今回、新しい農業委員会のメンバーになりまして初めての件だと思えますが、ちょっと説明だけ、本人さんのきょうの宮本さんのあれが出てきました。本人の家族とか、ここの皆さんの家族とかというのが出てきた場合に、利害関係の発言があったらいかんので退席を願って、ずっとそういうことでしております。

そういうことで、最初のあれで、今後もそういうことがありましたらまた退席を願うというような状況です。

ということで、議案のほうはそのまま閉じました。報告だけ申し上げておきます。

以上です。

○蛭子会長 皆さん方でその他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それなら、それで。

○事務局 結構です。

○蛭子会長 ほんなら、一応議案のほう、議事録のほうは閉めますのでよろしくお願いたします。お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

午前9時55分 閉会